

糸満小学校 新型コロナウイルス感染拡大予防のガイドライン (NO2)

令和2年6月19日改定

<p>1 児童の健康管理</p>	<p>① 家庭と連携して、登校前の検温と健康観察を行う。(健康観察カードの活用) ② 家庭と連携して、手洗い後に使用するハンカチとマスク持参の徹底。</p>
<p>2 感染防止対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「手洗い」をしばらくの間、最重要実践事項として取り組む。</p> </div>	<p>&lt;学校生活を通してマスクの着用と常に3密の状態にならないよう努める。(毎週チェック表で振り返りをする)&gt; ① 教室等では常に換気を心がけ、夏場のエアコン使用時は毎授業後、換気を行う。 ② 給食の前後、トイレの後、外遊びの後は必ず手洗いを行う。 ③ 職員、児童のマスク着用を徹底する。(児童は予備のマスクを担任に提出する) ④ 教室の席は、できるだけ離して配置する。(グループ学習は実施しない) ⑤ 児童が密集状態にならないよう学年集会、全体集会は行わない。(学級単位の活動までとする) ⑥ 清掃の仕上げとして、人が触れる場所を消毒する。(次亜水を散布しティッシュで拭く) (ドアノブ、手すり、スイッチ、水道のガラン、トイレの便座、流すレバー、など) ⑦ 当分の間、冷水機の使用を禁止する。(水筒を必ず持ってくる) ⑧ 学校で発熱等の風邪症状が見られる場合は、保護者に連絡して自宅で休養させる。 ⑨ 児童や職員に感染が確認された場合は、市教委や保健所の指示に従い、必要な措置に協力する。</p>
<p>3 授業中</p>	<p>① <u>教師は、授業の内容によってマスクを外し、フェイスガードで授業を行うようにする。</u> ② 児童の顔を近づけての交流(話し合い)は行わない。 ③ 体が触れる活動はしない。大きな声は出さない。(音読は自分の声が聞こえる大きさで) ④ 体育等運動場や体育館で児童間の十分な距離をとっている場合はマスクの着用は不要とする。</p>
<p>4 休み時間</p>	<p>① 可能な限り、外で過ごす。(①ウォーキング、②間隔をあけて「なわとび」など) ② 遊具や鉄棒遊びはできるが、人に触れないように気をつける。遊んだあとはしっかりと手を洗う。 ③ <u>サッカーやドッチボールなどで遊んだあとは、しっかりと手を洗う。使ったボールは、必ず消毒をする。</u> (手洗いができていない学級や消毒ができていない学級はボール遊びを中止とする場合もある。) ④ 鬼ごっこなど人に直接さわる遊びはしない。</p>
<p>5 給食時間</p>	<p>① 給食の前と後にテーブルや机を消毒液で拭く。 ② 全員が食事前の手洗いを徹底し、手洗い後は静かに席に着き、配膳を待つ。 ③ マスクは食べるときだけ外し、食事中は飛沫が飛ばないように静かに食べる。 ④ 学校歯科医の助言により当分の間、給食後の歯磨きは中止する。(家でしっかりと磨く)</p>
<p>6 その他</p>	<p>① 新型コロナウイルスに関することでのいじめや差別が起こらないように十分に指導の徹底を図るとともに早期発見、早期対応に努める。 ② 感染防止に懸念がある学習内容は、時期を変えて学習する。(単元入替等) ③ 授業時数の確保や学校生活に負担にならないよう、学校行事等、色々な面で見直しを行う場合もある。 ④ 登下校の安全管理は学校、家庭、地域が連携して行う。友だちと登下校する際、密接にならないよう指導する。</p>

※本ガイドラインは、そのときの感染状況や文科省や県、市の新たな方針等が出た場合は随時見直しを行う。

※アンダーラインの部分が今回見直しを行った部分